

香川県報



第 94 号

平成 16 年

11月26日（金曜日）

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十六号

香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則
香川県子ども女性相談センター規則（平成十二年香川県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。
第十一条中「第三条第二項第三号」を「第三条第三項第三号」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年十二月二日から施行する。

告 示

●香川県告示第七百八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

三豊郡詫間町大字香田80番地

神島化学工業株式会社詫間工場 取締役工場長 布川明

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊郡詫間町大字香田80番地

神島化学工業株式会社詫間工場

(3) 変更しようとする事項の内容

雨水専用の排水口を2箇所設置する。また、一部間接冷却水を使用しなくなるため、

目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則（子育て支援課） 一

告 示

●瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請（環境管理課） 二

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（水産課） 二

○道路の区域変更（二件）（道路保全課） 三

○道路の区域変更及び供用開始（三件）（道） 三

○道路の供用開始（三件）（建 築 課） 四

○道路の位置指定（建 築 課） 四

公 告

○肥料の登録の有効期間の更新（農業経営課） 五

○土地改良事業の適否決定（土地改良課） 五

○土地改良事業の認可（ ” ” ） 六

教育委員会規則

●県立学校学則の一部を改正する規則

教育委員会告示

○平成十七年度における香川県立学校の生徒及び幼児の定員

規 則

香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十一月二十六日

第16排水口において排出水の量が減少する。

- (4) 特定施設に関する事項
変更なし
- (5) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし
- (6) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第16排水口		変更後
		変更前	最大	
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	—
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1	2	—
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1	2	—
	浮遊物質 (mg/ℓ)	1	2	—
	窒素含有量 (mg/ℓ)	3	50	—
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.1	0.5	—
	排出水の量 (m ³ /日)	20	30	雨水のみ

他に、排水口が21箇所（うち、雨水排水口が18箇所）ある。

(備考) 今回の申請における雨水排水口の設置とあわせて、第16排水口において一部間接冷却水を使用しなくなるにより排出水の量が減少するため、当該事業場から排出される排出水の量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成16年11月26日から
平成16年12月17日まで
- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課

詫間町住民環境課

●香川県告示第七百八十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、三崎加入区について、平成十二年香川県告示第七百五十六号による保険に付すべき義務は、平成十六年十一月二十日限り消滅したので告示する。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第七百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月二十六日から同年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 岡田善通寺線（四十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
綾歌郡綾歌町岡田西字井岡八三一 番一地从前	八・〇	八・〇	八・〇	八五	道路改修工事に伴う現道拡幅
	一〇・五	一〇・五			
綾歌郡綾歌町岡田西字井岡八四七 番二地先まで	一一・六	一一・六	一一・六	八五	
	一三・七	一三・七			

●香川県告示第七百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月二十六日から同年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 高松善通寺線（三十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
丸亀市南条町四七番一―地先から 丸亀市南条町四七番四地先まで	前	二二・三 三四・〇	電線共同溝 整備事業に よる電線類 の地中化及 び歩道整備
	後	二二・三 三四・〇	
			延 長 (メートル)
			一三

●香川県告示第七百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月二十六日から同年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	敷地の幅員	延 長	
	敷地の幅員	延 長	

東かがわ市入野山二二四六番地先から	前後別 (メートル)		備 考
	前	後	
東かがわ市入野山二二四六番地先まで	八・一 二九・〇	八・一 二九・〇	現道通行不能による迂回路の設置
	五二七	六一〇	

四 供用開始の期日 平成十六年十一月二十六日

●香川県告示第七百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月二十六日から同年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)		
小豆郡内海町西村字誓願寺甲一〇八四番四地先から 小豆郡内海町西村字流甲一四七〇番一地先まで	一六・八 四一・〇	一六・八 四一・〇	一五六	平成十四年香川県告示第五百四十二号で変更した区域の

一部

四 供用開始の期日 平成十六年十一月二十六日

●香川県告示第七百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月二十六日から同年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 坂出港線（十九号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市花町四一五番二地先から	二二・五	三〇〇	平成十四年香川県告示第八十号で変更した区域の一部
坂出市花町三八四番一地先まで	三〇・〇		

四 供用開始の期日 平成十六年十一月二十九日

●香川県告示第七百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月二十六日から同年十二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 丸亀詫間豊浜線（二十一号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡詫間町大字松崎字丸山一七七二番六九地先から	七・〇	八五	平成七年香川県告示第七十九号で変更した区域の一部
三豊郡詫間町大字松崎字丸山一六九〇番二〇地先まで			

四 供用開始の期日 平成十六年十一月二十六日

●香川県告示第七百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 坂土指道 第十三号
- 二 指定年月日 平成十六年十一月十六日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡国分寺町新居字万燈九七六一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル
延長 二三・七六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第五百六十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	香川県第 六九七号	肥料の 種類	混合有 機質肥 料	肥料の名称	4・7・2 混合有機質 肥料	保証成分量 (%)	窒素全量 四・〇 りん酸全量 七・〇 加里全量 二・〇	その他の規 格	含有を許さ れる有害成 分の最大量 は、公定規 格のとおり。	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有限会社カネア 高松市東植田町 四〇九番地一 三月十日	登録の 有効期 限	平成十 九年十 月十 三日
------	--------------	-----------	-----------------	-------	----------------------	--------------	--	------------	--	-------------------------	--------------------------------------	-----------------	------------------------

●香川県公告第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十一月十二日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十二月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	さぬき市	土地改良事業名	単独県費補助土地改良事業片山頭地区	縦覧場所	さぬき市産業経済部 土地改良課
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業本村地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業中村北地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業白羽北地区	〃	〃

〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業馬次地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業住吉地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業成山地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業上新開地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業北山下池地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業能徳池地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業東王田地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業岡村池地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業天野地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業新田地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業中央通地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業花池地区	〃	〃
〃	〃	〃	単独県費補助土地改良事業谷池地区	〃	〃

〃	単独県費補助土地改良事業山脇上池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業中尾地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業藤井池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業広瀬地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業坊丁地区	〃

●香川県公告第五百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、舟岡池土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業仏生山町高木地区）を行うことについて平成十六年十一月十二日認可した。

平成十六年十一月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

教育委員会規則

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十一月二十六日

香 川 県 教 育 委 員 会

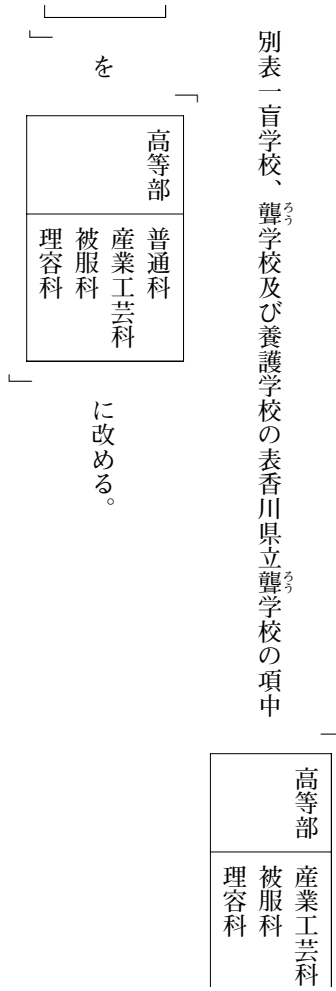
香川県教育委員会規則第二十二号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正す

る。
別表一高等学校の表香川県立観音寺第一高等学校の項中「観音寺市観音寺町甲六四八番地一」を「観音寺市茂木町四丁目二番三八号」に改める。

別表一盲学校、聾学校及び養護学校の表香川県立聾学校の項中



附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表一高等学校の表の改正規定は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

●香川県教育委員会告示第八号

平成十七年度における香川県立学校の生徒及び幼児の定員を次のように定めたので、告示する。

平成十六年十一月二十六日

香 川 県 教 育 委 員 会

第1 中学校		学 校 名				生 徒 の 定 員			
		学 校 名	第1 学年	第2 学年	第3 学年	計			
		香川県立高松北中学校	120	120	120	360			
		香川県立高瀬のぞみが丘中学校	80	80	80	240			
第2 高等学校									
1 全日制の課程									

学 校 名	学 科 名	生 徒 の 定 員			
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	計
香川県立小豆島高等学校	普通科	124	130	140	394
香川県立土庄高等学校	普通科	180	190	200	570
香川県立三本松高等学校	普通科	175	155	160	490
	理数科	35	35	35	105
香川県立大川東高等学校	普通科	—	60	70	130
	環境デザイン科	—	30	35	65
香川県立石田高等学校	生産経済科	35	30	35	100
	園芸科	—	30	35	65
	園芸デザイン科	35	—	—	35
	農業土木科	35	30	35	100
	家政科	30	30	35	95
香川県立志度高等学校	電子機械科	35	35	35	105
	情報科学科	35	35	35	105
	商業科	80	80	80	240
香川県立津田高等学校	普通科	160	140	160	460
香川県立三本高等学校	文理科	70	70	70	210
	総合学科	80	80	80	240
香川県立高松北高等学校	普通科	240	240	240	720
香川県立高松高等学校	普通科	320	320	320	960
香川県立高松工芸高等学校	機械科	40	40	40	120
	電子機械科	40	40	40	120
	電気科	40	40	40	120
	工業化学科	40	40	40	120
香川県立高松工業高等学校	建築科	40	40	40	120

香川県立高松商業高等学校	デザイン科	30	30	30	90
	工芸科	70	70	70	210
	美術科	25	25	25	75
	商業科	200	240	280	720
	情報処理科	70	70	40	180
	英語実務科	40	40	40	120
香川県立高松東高等学校	普通科	280	280	280	840
	普通科	160	160	160	480
香川県立高松南高等学校	施設園芸科	—	35	35	70
	農業土木科	—	35	35	70
	環境科学科	40	—	—	40
	家政科	70	70	70	210
	看護科	35	35	35	105
香川県立高松西高等学校	普通科	280	280	320	880
香川県立高松桜井高等学校	普通科	240	240	280	760
香川県立香川中央高等学校	普通科	275	315	320	910
香川県立農業経営高等学校	農業経営科	—	120	120	360
	畜産経営科	—	—	—	—
	園芸経営科	—	—	—	—
	農業生産科	120	—	—	—
	環境園芸科	—	—	—	—
香川県立坂出商業高等学校	動物科学科	—	—	—	—
	食農科学科	—	—	—	—
	商業科	105	140	140	385
	情報処理科	30	35	35	100
	情報技術科	30	—	—	30

香川県立坂出高等学校	普通科	280	280	320	880
	音楽科	30	30	30	90
香川県立坂出工業高等学校	機械科	35	35	40	110
	電気科	35	35	35	105
	化学工学科	35	35	35	105
	建築科	35	35	35	105
香川県立飯山高等学校	看護科	35	35	35	105
	総合学科	160	160	160	480
香川県立丸亀高等学校	普通科	280	320	320	920
香川県立丸亀城西高等学校	普通科	200	160	160	520
	商業科	—	60	70	130
香川県立普通寺第一高等学校	普通科	200	240	240	680
香川県立普通寺西高等学校	デザイン科	35	35	40	110
	生活文化科	60	70	70	200
香川県立琴平高等学校	普通科	210	240	240	690
香川県立多度津工業高等学校	機械科	35	40	40	115
	電気科	35	35	35	105
	土木科	35	35	35	105
	建築科	35	35	35	105
香川県立多度津水産高等学校	海洋技術科	30	30	30	90
	海洋生産科	30	30	30	90
	海洋工学科	30	30	30	90
香川県立高瀬高等学校	普通科	160	160	200	520
香川県立笠田高等学校	生産経済科	35	35	35	105
	園芸科	35	35	35	105
	食品化学科	35	35	35	105

	家政科	35	35	35	105
香川県立観音寺第一高等学校	普通科	280	280	280	840
	理数科	35	35	35	105
香川県立観音寺中央高等学校	普通科	160	120	120	400
	商業科	70	70	70	210
	食物科	40	40	40	120
香川県立三豊工業高等学校	機械科	35	40	40	115
	電気科	35	40	40	115
	電子科	35	40	40	115

備考 香川県立農業経営高等学校の生徒の定員は、第1学年については農業生産科、環境園芸科、動物科学科及び食農科学科にそれぞれ区分して定めぬ。第2、3学年については農業経営科、畜産経営科、園芸経営科及び食農科学科にそれぞれ区分して定めぬ。

2 定時制の課程

学 校 名	学 科 名	生 徒 の 定 員				計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
香川県立小豆島高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立土庄高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立三本松高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立志度高等学校	商業科	40	40	40	40	160
香川県立三本高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立高松高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立高松工芸高等学校	機械科	40	40	40	40	160
	建築科	40	40	40	40	160
	インテリア科	40	40	40	40	160
香川県立高松商業高等学校	商業科	40	40	40	40	160

香川県立坂出工業高等学校	機械科	40	40	40	40	160
	電気科	40	40	40	40	160
香川県立丸亀高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立善通寺西高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立多度津工業高等学校	機械科	40	40	40	40	160
	電気科	40	40	40	40	160
香川県立観音寺第一高等学校	普通科	40	40	40	40	160

3 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	生徒の定員
香川県立高松高等学校	普通科	500
香川県立丸亀高等学校	普通科	500

4 専攻科

学 校 名	学 科 名	生徒の定員		
		第1学年	第2学年	計
香川県立高松南高等学校	衛生看護科	—	40	40
	看護科	35	—	35
香川県立飯山高等学校	衛生看護科	—	40	40
	看護科	35	—	35
香川県立多度津水産高等学校	漁業科	10	10	20
	機関科			

備考 香川県立多度津水産高等学校の生徒の定員は、漁業科及び機関科に区分して定め
ない。

第3 盲学校、聾学校及び養護学校

1 高等部

学 校 名	学 科 名	生徒の定員
香川県立盲学校	普通科	27
	保健医療科	24
香川県立聾学校	普通科	27
	産業工芸科	
	被服科	
	理容科	
香川県立香川東部養護学校	普通科	61
香川県立香川中部養護学校	普通科	143
香川県立高松養護学校	普通科	27
	工芸科	56
香川県立香川丸亀養護学校	普通科	63
香川県立善通寺養護学校	普通科	66
香川県立香川西部養護学校	普通科	61

備考 香川県立聾学校の生徒の定員は、普通科、産業工芸科、被服科及び理容科に区分して定め
ない。

2 高等部専攻科

学 校 名	学 科 名	生徒の定員
香川県立盲学校	医療科	24
香川県立聾学校	産業工芸科	8
	被服科	
	理容科	

備考 香川県立聾学校の生徒の定員は、産業工芸科、被服科及び理容科に区分して定め
ない。

3 幼稚部

学 校 名	幼児の定員
香川県立首学校	5
香川県立舞 ^ま 学校	15
香川県立香川中部養護学校	15

平成十六年十一月二十六日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています